すずしろ 22 2021 4月報

NPO 法人**すずしろ 22** 発行責任者 清水 義秋 080-3347-6491



すずしろは大根 それは大地の豊な恵の象徴 22世紀につなげる農のあり方を 共に考える会

援農状況 3月援農時間 1,491 時間(昨年同月 1,570 時間、79 時間減)、

受入農家 18 軒(昨年同月 19 軒)、参加会員 50 人(昨年同月 52 人)

暖かな日が続き、桜が散り、ハナミズキ、つつじ、フジ、さまざまな花が 咲いています。竹の子も例年より早く出始めました。ハウスのトマトやキュ ウリの収穫、里芋やじゃがいもの植え込みや、草取りの作業も始まり、少し づつ忙しくなってきました。(北尾)



理事会報告 4 月度理事会(4/15(木)18~20 時、大横保健福祉センター。8 人出席)

- ① 報酬の一部見直し
- ② 援農担当理事の資料を元に、援農に関する意見交換を行いました。
 - 昨年入会者が増え、農家要請に速やかに対応されていること、又、援農機会が無いといった苦情もなく、援農活動は概ね良好。
 - ・今後の課題として、援農機会を増やすための新規農家の開拓(JAに パンフレットを置く等)、近年減少傾向にある男性入会者の獲得が挙げられました。

接農窓口会議報告

2021年度第1回

(4/20(火) 18~20 時、大横保健福祉センター、11 人出席) 2020 年度はコロナ禍で開催を見送ったため、約 2 年ぶりの開催でした。

| 「横断歩行者妨害容疑」

安全 PR 昨年都内の交通事故死者数は全国最多の 155 人。歩行者は 67 名で、その内の 22 名が横断歩道を渡っていての死者となっています。横断歩道で重軽傷を負った人も 1,293 人いたそうです。

『横断歩行者妨害容疑』という違反行為をご存知でしょうか。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるのに、車を停止させなかった。このようなケースに適用されるのが、横断歩行者妨害容疑で、警視庁が昨年に取り締まったのは、

約3万件。反則金は6千円~1万2千円。事故を起こした場合には、逮捕・書類送検され、さらに大きな罰金を科される可能性があります。国内では欧米に比べ歩行者優先の意識が低いのが現状で、警視庁は2018年に、取り締まりや注意喚起を強化するよう全国の警察に指示を出し、都内の取締り件数も急増し、今年も2月末時点で5,500件に達しています。

歩行者優先の意識を持ちましょう。この違反行為で反則金を防ぐことも大事ですが、一番重要なことは、歩行者を交通事故に巻き込まないという事です。

援農の行き帰り、<u>横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいたら、停止しましょう。</u>一方、歩いての援農の参加では、<u>左右の確認、実際に車が止まったかの確認、横断中も車が来ないかの確認</u>を忘れないようにしましょう。(北尾)

家庭菜園アドバイス

4月下旬から5月

★家庭菜園アドバイスは、一年分になりましたので、今回で終了します。

種の歴史と種苗法について

一その5

あきる野市 石川敏之

これまで、種の歴史について述べてきましたが、種に

ついての法律を解説していきます。

第二次世界大戦のさなか、日本は食糧不足に見舞われ、農家は強制的にコメを供出させ られ、種子も政府の統制下になっていました。戦後、人々の暮らしが落ち着き始めると、





種子用として認められたコメや麦については統制から除外し、国の補助 金を投入して安定して農家に供給できるようにしよう と、主要農作物種子法(1952年制定)が誕生、優

して守っていこうという考えでした。この法律は「民間の品種開発意欲を阻害している」 等の理由で 2018 年 4 月に廃止されました。

代わって議論されたのが種苗法改正です。種苗法とは、野菜やくだもの、穀物、きのこ や花などのすべての農作物の種や苗に関する法律で、新たに開発された品種を農水省に出 願して、それが認められて「登録品種」となると、その独占的販売権が 25 年(樹木の場 合は30年) 認められます。つまり、開発した人の知的財産権を守り、その種苗がその権 利を守って市場で流通できるようにするための法律です。

	種子法	種苗法
対象	米・麦類・大豆	全ての農作物の登録品種
目的	種子の安定的生産	登録種苗育成者の知的所有権の保護
規制対象者	国•都道府県	全ての人

この種苗法が2020年12月2日参議院本会議で可決され2021年4月から施行され ました。

改正のポイントは大きく分けて二点、①品種の出願時に「国内限定」「栽培地域限定」 などの利用条件が可能 ②登録品種の自家増殖が許諾制になった事です。農林水産省の HP(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html)には、改正種苗法に関 わる注意喚起で「故意に種苗法に違反した場合の罰則」として最高 1 千万円以下の罰金 か最高 10 年以下の懲役になる旨のポスターや家庭菜園を楽しまれるみなさんへのリーフ レットで、「登録品種は、ご自身で消費する菜園、花壇などでは自由に使えます。増やし た種苗やそこからの生産物を他人にあげることはできません。」との表記があります。農 業者のみなさんへのリーフレットでも「増殖した登録品種の種苗はこれからも今までと同

様に許諾なしには譲渡や販売はできません」「海外への持ち出 し注意」「栽培地域が限定された品種もあります」との表記が あります。登録品種が現時点でどれなのかを知っておく必要が あり、都道府県毎にまとめられています。東京都で主に栽培さ れている品種の中で登録品種をお知らせすると、イチゴは「東





京おひさまベリー」、アシタバ「東京スカーレット」、ワケネギ「東京小町」、キウイフ ルーツ「東京ゴールド」などです。

種苗法は日本で開発された優良品種が海外に流出させないなどの目的で改正されました が、家庭菜園を楽しんでいる人でも関わってくる法律だということは理解しておく必要が あります。問題点等は、次回。

イベント報告 | 自然薯の試食・栽培研修会・・4/11(日)、13名参加。

農家会員の安留幹雄さんより、トヨやポリ袋を使った栽培方法や、血糖上昇 を抑える粘り成分ムチンはじめ栄養価が高いことを教わりました。試食もあ り、とても興味深かったです。



「いただきます ここは、発酵の楽園」等上映会・・4/3 有機野菜を育て、 味噌を作る保育園や小学校のドキュメンタリー映画。

竹の子掘り・・現在常盤農園にて実施中。今季の参加受付は 4/17 をもって、締め切り ました。